2　特例一時金の額の算定に用いる次の各号に掲げる率は、それぞれ当該各号に定める率とする。

一　国民年金法第二十七条の二第二項第一号に掲げる率　別表第一の左欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める率

二　厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号に掲げる率　別表第一の左欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める率

三　国民年金法第二十七条の二第二項第二号に掲げる率　別表第二の左欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める率

四　厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号に掲げる率　別表第二の左欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める率

五　国民年金法第二十七条の四第一項第一号に掲げる率　別表第三の左欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める率

六　厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号に掲げる率　別表第四の左欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める率

（予定生存率）

第十三条　平成十三年統合法附則第三十条第四項の農林水産省令で定める予定生存率は、平成三十年改正法施行日の前日の属する月（以下この条において「基準月」という。）の翌月以後の各月ごとに、特例一時金受給権者の性別並びに当該基準月の末日における当該特例一時金受給権者の年齢及び当該基準月の翌月以後の各月の末日における当該特例一時金受給権者の年齢に応じ、それぞれ第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た率とする。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数

イ　当該基準月の翌月以後の各月が当該各月の前月の末日における当該特例一時金受給権者の年齢が当該年齢に達することとなる日の属する月の翌月である場合　別表第五の性別及び年齢の区分に応じ、それぞれ同表の生存数の欄に定める数

ロ　イに掲げる場合以外の場合　別表第五の性別及び年齢の区分に応じ、それぞれ同表の生存数の欄に定める数から、同表の死亡数の欄に定める数に当該年齢に達した日の属する月の属する月から当該各月の前月までの月数を十二で除して得た率を乗じて得た数を控除して得た数

二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数

イ　当該基準月が当該基準月の末日における当該特例一時金受給権者の年齢が当該年齢に達することとなる日の属する月である場合　別表第五の性別及び年齢の区分に応じ、それぞれ同表の生存数の欄に定める数

ロ　イに掲げる場合以外の場合　別表第五の性別及び年齢の区分に応じ、それぞれ同表の生存数の欄に定める数から、同表の死亡数の欄に定める数に当該年齢に達した日の属する月から当該請求月までの月数を十二で除して得た率を乗じて得た数を控除して得た数

（複利現価法において用いる利率）

第十四条　平成十三年統合法附則第三十条第四項の農林水産省令で定める利率は、別表第六の左欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の右欄に定める率とする。

（特例退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となった場合の届出）

第十九条　特例退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となった場合（平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者となった場合を除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を存続組合に提出しなければならない。

一　特例退職共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　特例退職共済年金の年金証書番号

三　厚生年金保険の被保険者の資格を取得した年月日

四　平成十三年統合法附則第三十四条第一項ただし書に該当する者が、農林漁業団体等（平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等をいう。）の使用する厚生年金保険の被保険者となったときは、その旨

（特例退職共済年金の支給停止事由の消滅の届出）

第二十条　特例退職共済年金の受給権者は、平成十三年統合法附則第三十四条第一項の規定によりその支給が停止されている特例退職共済年金について、支給を停止すべき事由が消滅したときは、速やかに、第十六条第一項各号に掲げる事項を記載した届書を存続組合に提出しなければならない。

2　前項の届書には、支給を停止すべき事由が消滅したことを証明する書類を添えなければならない。